

○機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則

昭和五十八年一月十四日
岡山県公安委員会規則第二号

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則を次のように定める。

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第四十三条の規定により、機械警備業者の即応体制の整備の基準等を定めるものとする。

(平一八公委規則一七・一部改正)

(即応体制の整備の基準)

第二条 警備員、待機所及び車両その他の装備の配置は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から二十五分以内に当該現場に警備員を到着させることができるように行わなければならない。

(努力義務)

第三条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警備員を当該現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び当該現場における警備員による事実の確認その他の措置がより効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十八年一月十五日から施行する。

(経過措置)

2 警備員、待機所及び車両その他の装備の配置に関する基準は、この規則の施行の日から一年間は、第二条の規定にかかわらず、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に速やかに警備員を当該現場に向かわせる等必要な措置を講ずることができることとする。

附 則(平成一八年公委規則第一七号)

この規則は、公布の日から施行する。